

第4回団体自治検討部会次第

○平成22年9月8日(水) 午後7時00分から

○西脇市生涯学習まちづくりセンター

1階 女性コーナー

1 開 会

2 前回のおさらい

○第2回団体自治検討部会で提案した条例原案に対する意見を踏まえた修正案を提案し、協議を行った。

○西脇市に必要なオプションパーツについて協議いただき、パブリックコメント制度、行政評価については自治基本条例で規定することとし、法令遵守、コンプライアンス制度については、行政の意見を踏まえ再度検討することとする。

○その他、参画と協働の制度が必要であることから、西脇市型参画協働システムについて第4回部会で検討する。

3 ワークショップ

(1) 条文原案の検討について

※ 別紙「第4回団体自治検討部会会議資料」参照

(2) 参画と協働の制度について

※参考資料「滋賀県守山市『市民が主役のまちづくり』を進める市民参画制度」
「西脇市参画と協働のガイドライン（概要版）」参照

4 その他

(1) 今後の予定

第5回団体自治検討部会 平成22年 月 日（ ） : から

(2) 他の部会の日程

総則検討部会 第4回 平成22年9月22日(水) 19:00から

第5回 平成22年10月14日(木) 19:00から

市民自治検討部会 第4回 平成22年9月9日(木) 19:00から

第5回 平成 年 月 日（ ） : から

5 閉 会

第4回団体自治検討部会会議資料

『第3回団体自治検討部会での検討を踏まえた参考規定』

1 パブリックコメント（市民意見提案制度）

○名張市自治基本条例

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

（政策形成及び実施過程への参画）

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催などの適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

○朝来市自治基本条例

第3章 参画と協働

（意見公募制度）

第11条 市長等は、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定若しくは変更、条例の制定若しくは改廃又は施策の実施に当たっては、市民に情報を提供し、意見又は提案を求めるための必要な措置を講じなければならない。

○生駒市自治基本条例

第7章 市民参画、市民自治及び情報

第1節 市民参画

（条例制定等の手続）

第36条 市は、まちづくりに関する重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、立案段階から市民の参画を図り、又は市民に意見を求めなければならない。

- (1) 関係する法律等又は条例等の制定改廃に基づくもので、その条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
- (2) 用語の変更等簡易な改正で、その条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合
- (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者（以下「提案者」という。）が不要と認めた場合

2 提案者は、前項に規定する市民の参画等の有無及び状況に関する

事項を付して、条例案を提出しなければならない。

(計画策定段階の原則)

第37条 市は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の検討及び決定に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

(計画策定手続)

第38条 市民に意見を求めるときは、意志決定過程で素案を公表し、市民から出された意見及び情報を考慮して決定する制度やアンケートの実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、速やかに公表しなければならない。

○上越市自治基本条例

第5章 市政運営

(パブリックコメント)

第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。

2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。

3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。

○杉並区自治基本条例

第9章 参画及び協働

(政策に係る区民等の意見提出手続)

第28条 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、事前に案を公表し、区民等の意見を聴くとともに、提出された区民等の意見に対する区の考え方を公表しなければならない。ただし、緊急性を要するものは、この限りでない。

○太田市まちづくり基本条例

第4章 参画と協働の市政運営

(意見公募)

第12条 市は、重要な条例、計画等の策定にあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見及び提案を求めるとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

2 市は、前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定についても意見公募を行うよう努めます。

3 市の執行機関は、市民から提示された意見及び提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。

○国分寺市自治基本条例

第3章 参加と協働

(参加と協働の推進)

第6条 市は、次に掲げる政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において参加の権利を保障し、協働を推進します。

- (1) 基本構想及び基本計画その他の基本的政策を定める計画並びにこれらに基づく実施計画（以下「基本構想及び基本計画等」といいます。）の策定
- (2) 市政の基本的な政策に関する条例及び市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃（地方税の賦課徴収金に関するものを除きます。）
- (3) 市民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度の導入
- (4) 重要な市の施設の設置又は運営に関する方針及び計画の策定
(参加と協働の方法)

第7条 市は、前条に定める参加の権利を保障するため、事案に応じ次の各号のいずれかの方法を用います。

- (1) 市の附属機関への委員としての参加
- (2) 公聴会、説明会、懇談会等への参加
- (3) 個別の施策又は課題について検討を行うことへの参加
- (4) パブリック・コメントへの参加
- (5) アンケート調査その他必要と認める方法への参加

2 市は、前条に定める協働の推進に当たり、市民活動団体、地域コミュニティ等との連携を図ります。

2 審議会等への参画

○羽生市まちづくり自治基本条例

第8章 参画及び協働

(審議会等の委員の選任)

第27条 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令等に定めのあるもののほか、市民からの公募によることを原則とし、男女の比率、年齢等委員の構成に配慮するとともに、審議会等の設置の目的に応じ識見を有する者を選任するものとする。

2 審議会等の委員の選任等に関し必要な事項は、規則等でこれを定める。

○伊予市自治基本条例

第4章 参画と協働の原則

(審議会等の運営)

第22条 執行機関は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので市が定めるものをいう。）を設置する場合は、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めなければならない。

2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を、原則公開しなければならない。

3 前2項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に定める。

○山口市協働のまちづくり条例

第4章 市政への参画

(附属機関等の委員)

第19条 市は、附属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。次項において同じ。）の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

○上越市自治基本条例

第5章 市政運営

(審議会等)

第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。

3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等を含めるものとする。

4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。

3 法令遵守、公益通報

○防府市自治基本条例

第7章 行政運営

(法令遵守)

第20条 市長等は、行政運営に当たっては、法令等を遵守するとともに、法令等遵守のための体制を整備するよう努めなければなりません。

(公益通報)

第21条 市の職員は、市政の運営において市民等の信頼を損なう違法又は不当な事実があることを知ったときは、公益の損失を防止するため速やかにその事実を通報しなければなりません。

2 公益通報を行った市の職員は、その公益通報を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないことを保障されます。

○上越市自治基本条例

第5章 市政運営

(法令遵守)

第28条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。

(公益通報)

第29条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

○名張市自治基本条例

第6章 市政運営

(法令遵守と公益通報)

第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

4 行政評価

○上越市自治基本条例

第5章 市政運営

(評価)

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。

2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法をとり入れるよう努めなければならない。

○名張市自治基本条例

第6章 市政運営

(行政評価)

第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。

滋賀県守山市

「市民が主役のまちづくり」を進める市民参画制度
～守山市ホームページから抜粋～

市政運営の基本方針とする「市民が主役のまちづくり」を推進するために、市の計画や政策や施策などの企画立案、実施、評価の各段階の適正な時期に市民参画を求め、市民の意見やアイデアを少しでも多く生かせるように取り組んでいきます。

【市民参画の時期】

政策や施策の
企画立案段階

政策や施策の
実施段階

政策や施策の
評価段階

【市民参画の方法】

○審議会等の設置

市の基本的な政策や施策等の企画立案段階において、専門的、技術的な立場から審議し、市長等に対して答申や報告をもらう必要がある場合に設置します。

○市民アンケートの実施

広く市民の意向等を把握するために、設定された項目や設問に対して一定期間内に市民から回答を求めるものです。

○市民ワークショップ

市民が自由に意見やアイデアを出し合いながら、課題や問題点を洗い出し、その解決方法を導き出す中で、より良い方法を提案し合意形成を図る方法です。

○市民説明会の開催

市民に対し直接、概要や市の考え方を説明し、市民から幅広く様々な意見を聴く必要がある場合や市民に理解を求める場合に開催します。

○パブリックコメント

計画等の原案がまとまった段階において、その趣旨や内容等を公表し、広く市民の意見や提案を求め、その意見等を考慮して、計画等の最終案に反映させていきます。

○市民意見聴取制度

市の基本的な政策や施策等の計画等の企画立案段階において、広く市民の意見やアイデアを聴く制度です。

■市民100人委員会

○市民広聴制度

■市長への手紙

市政に対して、市民からの意見や提言を文書で市長へ提出してもらい、その意見や提言について回答する制度です。

■おでかけ市政トーク

市長等が市民グループや団体からの要請に応じて出向き、直接市政やまちづくりについて意見を聴き、市政運営に活かしていく制度です。

■地域行政懇話会

学区内の自治会長等と市長等が、各学区全域に関わる課題を中心に意見交換を行う制度です。

○市民提案制度

市内に活動拠点のある市民公益活動団体等が、自ら掲げるテーマや市が定めたテーマについて提案し、または提案した上で市の協力を得ながら自ら実施する制度です。

■市民提案型まちづくり支援事業

【市民参画の取組方針】

○説明責任

市は、市政に関する政策や施策を市民に分かりやすく説明します。また、市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、誠実に応えるよう努めます。

○市民意見の聴取

市は、まちづくりに関する重要な政策や施策の決定、市の条例、規則等の策定や変更にあたっては、市民から広く意見等を聴取します。

○意見などの取扱

市は、広く市民の意見等を聴くための市民参画の手続を行なった場合、その意見等を総合的かつ多面的に検討し、今後の取組に反映・活用していきます。

○会議の公開

審議会その他の附属機関等の会議は、原則として公開するものとします。

○審議会等の委員

市は、審議会その他の附属機関等の委員に市民を委嘱する場合は、委員の年齢構成や男女比率、任期、他審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、委員の一部を公募により選考するよう努めます。

○公表の方法

市は、市民参画の手続に関する事項を公表する際、次の方法によるものとします。

- (1) 担当窓口での供覧または配布
- (2) 広報もりやまへの掲載
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) その他の市出先機関（公文書館、各地区会館、市民サービスセンター、駅前総合案内所等）での供覧または配布

■企画立案段階における主な市民参画制度

【パブリックコメント手続】

計画等の原案がまとまった段階で、その趣旨や内容等を公表し、市民の意見や情報を求め、その意見等を考慮して、計画等の最終案をより良いものとしてくとともに、意見等に対する市の考え方も公表していく手続です。

【市民100人委員会制度】

市の基本的な政策や施策等の企画立案段階、例えば、基本的な方向性や考え方が定まったとき、あるいはその素案や骨子の段階において、広く市民の意見やアイデアをお聴きする場として、また、委員がまちづくりについて自主研究を行うとともに、市へ具体的な政策提言等を行う場として「市民100人委員会」を設置しています。

■評価・見直し段階における主な市民参画制度

【おでかけ市政トーク】

市長や市職員が市民等のグループや市民の要請に応じて出向いて、まちづくりについての意見交換を行い、市民の声を市政運営に活かしていく制度です。

【市長への手紙】

「市民が主役のまちづくり」を目指し、市民と一体となったまちづくりを推進するため、市民の皆さんからの意見や提言を市政に活かす方策を考えるとともに、手紙をくださった市民の皆さんへその回答を送っています。

【地域行政懇話会】

市が重要課題として取り組む事業や各学区全域に関わる課題について、市民と行政が意見交換を行い、互いに課題を意識しながら協働のまちづくりを推進します。

■その他の主な市民参画制度

【市民提案型まちづくり支援事業】

市民公益活動団体が自主的、自発的に取り組むまちづくり活動の提案を審査し、採択したものに対してその事業に必要な経費を各区分（自由提案・テーマ設定型）の設定金額に応じて助成するものです。この事業の実施により、社会や地域の課題解決につながり、さらには新たな公共の担い手が創出され、協働による行政運営の機運が高まることを目指しています。